

令和3年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月11日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（2名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 石倉 美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	玉井 喜廣
教育長	中村 正一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松 正広	政策推進課長	岡本 隆司
観光未来創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮 登志次
環境安全課長	木下 忠幸	福祉課長	佐野 明子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永 浩志
農林水産課長	岸本 晃浩	パレオ文化課長	中村 和幸
歴史文化課長	藤本 斉	教育委員会事務局長	三宅 宗左

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第10号 若狭町公共交通活性化基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 若狭町地域福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第12号 若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第13号 若狭町国民健康保険介護サービス施設条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 14 号 若狭町国民健康保険生活支援ハウス条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 15 号 若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 16 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 17 号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 18 号 若狭町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 19 号 若狭町合併地域振興基金条例の廃止について
- 日程第 12 議案第 20 号 若狭町かみなか農村運動公園センターハウス条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 21 号 若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 14 議案第 22 号 若狭消防組規約の変更について
- 日程第 15 議案第 23 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 16 議案第 24 号 令和 3 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 25 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 26 号 令和 3 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 27 号 令和 3 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 20 議案第 28 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 29 号 令和 3 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 30 号 令和 3 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 3 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 32 号 令和 3 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 33 号 令和 3 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 34 号 令和 3 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 27 議案第 35 号 令和 3 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 36 号 令和 3 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 29 議案第 37 号 令和 3 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 38 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 31 議案第 39 号 若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 40 号 町道路線の認定について

- 日程第 3 3 議案第 4 1 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 4 議案第 4 2 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 3 5 議案第 4 3 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 8 議員派遣報告および議員派遣について

(午前11時05分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、熊谷勘信君、5番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 議案第10号から日程第34 議案第42号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、議案第10号「若狭町公共交通活性化基金条例の制定について」から日程第34、議案第42号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」までの33議案を一括議題とします。

この33議案については、去る2月22日及び3月2日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、坂本 豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月22日、令和3年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、条例の制定、一部改正、廃止、規約の変更、辺地に係る公共的施設の統合整備計画の策定、町道路線の認定、変更、合わせて8件であります。

議案審査のため、2月24日午前9時より、委員5名出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第10号「若狭町公共交通活性化基金条例の制定について」は、町民や観光客の公共交通による移動の確保及び利便性の向上のため、若狭町公共交通活性化基金を設置するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、有利な有価証券に代えることができるとなっているが、何か考えていることがあるのか。

答、有価証券という表現だが、国債や都道府県債、また株式などが有価証券に該当する。他の基金条例にもこの項目があるので、文言として入れている

問、嶺南6市町で積み立てているリゾート新線の積立て分のうち、若狭町分4億6,000万円返ってくるので、それを積み立て、基金にするということだが、公共交通施設等とは漠然としているので、説明がほしい。

答、北陸新幹線、敦賀開業、小浜開業を軸にして、駅舎の整備を含め駅前のターミナル化等で事業の国庫補助がないときに、一般財源として、この基金で地元負担分を持ちたいと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」は、模範漁港管理規定例の改正に準じて、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、模範漁港施設とはどこの施設になるのか。

答、町の漁港管理条例で管理しているのは、漁港の施設になる。模範の管理規定は、水産庁が示す模範となる規定例である。

問、若狭町にはないということか。

答、水産庁の示す模範例を準用し、今回、町の管理条例も改正するものである。模範の意味合いが条例の模範となる規定例ということであり、模範となる施設ということではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「若狭町合併地域振興基金条例の廃止について」は、合併後の地域振興を図るために、事業に財源充当した若狭町合併地域振興基金が令和2年度をもって全額処分したため、廃止するものです。

説明の後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、若狭広域行政事務組合のうち、小浜市、高浜町及びおおい町が共同処

理する事務に「斎場の設置、管理および運営に関すること」を加え、同組合規約を変更するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、斎場についてはどこまで進んでいるのか。

答、設置位置、場所を小浜市長とおおい町長に任せているため、管理者会でも話は無い。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「若狭消防組合規約の変更について」は、大飯町及び名田庄村が合併し、おおい町となったことによる、普通地方交付税の算定における合併算定替による措置が令和2年度をもって終了することから、経常的経費の負担金分賦方法を変更するものです。

説明の後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「辺地に係る公共的施設の統合整備計画の策定について」は、辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地に係る公共的施設の統合整備計画が必要であるため、計画を策定するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、トンネルができるが、距離的にどうなるのか。

答、トンネル化により、小・中学校、駅までの距離は短縮される。ただ、辺地度点数は、現在、常神、神子とも100点を大きく超えていて、距離が若干縮まっても100点を下回ることはないので、辺地区域から外れることはない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「町道路線の認定について」は、5路線について町道路線に認定するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「町道路線の変更について」は、町道7路線について変更するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月22日、令和3年第1回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第11号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」から議案第17号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの条例の一部改正に関する7議案と、議案第20号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウス条例の廃止について」及び議案第39号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」の9議案であります。

これらの審査のため、2月25日、教育厚生常任委員会を開催し、委員全員の出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、議案第11号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」は、若狭町地域福祉センター「泉」における利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律改正に伴い、新たに取り組む介護予防事業に関する事業を追加改正するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、この後も同じような理由での条例改正が続くので尋ねるが、介護保険法、障害者総合支援法や児童福祉法などの法律が改正されたので、条例も改正するとのことだが、法律はいつ変わったのか。

答、法律の改正については、それぞれ時期がずれており、その時期を調べたが、把握しきれなかったため、今回、明確な答えはできない状況である。

問、法律改正に合わせて条例を変えるということであれば、他の市町も改正していると思うが、他の市町は必ずしも出ていない。法律がいつ変わったのか、はっきりしてほしい。

答、度々法律が変わっており、各事業所で行う事業も運営上変わってくるので、法律の改正と条例改正のタイミングが確実に一致していないことが多いのが現状で、他の市町も同じである。

問、新たに事業を追加するに当たり、現行法に併せ条例を改正するという事なのか。

答、そのとおりであり、法改正時点では実施していなかったが、現時点において、現

行法とのずれが出てきたので、今回、条例改正をお願いするものである。

問、今回の条例改正で、本来ならもっと前に条例改正すべきであったものはあるか。

答、ある。現在、こちらで把握しているのは、障害者に関する条例改正はもっと早い段階で改正しておくべきであったと捉えている。

問、条例に書かれている事業をするのに、泉のスタッフは人材的に足りるのか。

答、条例上書かれている全ての事業を泉で実施しているわけではないが、社会福祉協議会では、五湖の郷やパレア事業も持っており、人の確保は難しいと聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」は、介護保険法、児童福祉法の改正に伴い、若狭町地域福祉推進拠点施設「五湖の郷」において、新たに取り組む介護予防に関する事業を追加するためのものであります。

説明を受けた後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町国民健康保険介護サービス施設条例の一部改正について」は、障害者総合支援法、老人福祉法の改正に伴い、パレア若狭デイサービスの施設構成及び事業について、条文を追加改正するものであります。

説明を受けた後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「若狭町国民健康保険生活支援ハウス条例の一部改正について」は、介護保険法の一部改正に伴い、支援ハウスを指定管理受託できる者の規定を改正するものであります。

説明を受けた後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、一人暮らしの寡婦が令和3年3月をもって、「福井県ひとり親家庭等医療費助成事業」の対象外となることに併せ、該当条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、福祉国家と言いながら、福祉的なものを削除している。当初はどのような理由でこの制度ができたのか。なぜ今度は国として取りやめにするようになったのか。

答、国の考え方は把握していないので、県の考え方でお答えする。一人暮らしの寡婦を医療費助成の対象としているのは、全国では福井県を含めて3県である。若狭町の場合

合、寡婦とは一人暮らしのお母さんと定義しているが、父子家庭のお父さんにはこれまで助成されていない。今、盛んに言われている男女の差、ジェンダーレスといった観点、また、寡婦の所得状況において大きな支障が出ないであろうと判断し、条例改正を進めている。

問、制度の概要で、所得制限ありとなっているが、幾らぐらいか。

答、現状の所得の基準は、児童扶養手当を受給されている方の基準に応じて設けており、扶養人数によって変わってくるので、一概には言えないが、例えば、扶養親族が0であった場合、所得が192万円以下の方を助成対象とするようになっている。

問、今年度4月から1月までの医療費助成実績が対象者数5人で25万6,000円となっており、1人当たり5万円ぐらいである。このぐらいの予算ならば、この条例を残せば、若狭町は福祉の町となるのでは。

答、医療費というのは、いろいろな要因でその時代で変化する。逆に今後高くなることも考えられる。このことにより、今後、支援が必要な家庭には、状況を踏まえて、他の手だてを考えなければならないと考えている。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、予算規模からして、この条例を残し、若狭町を福祉の町にしたほうがよい等の討論があり、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、第8期（令和3年度～令和5年度）介護保険料の見直しに伴い、介護保険条例の一部を見直すものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、今回の改定案によると、若狭町は福井県でどのレベルなのか。

答、2月9日に各市町に問い合わせ、確認した結果、若狭町の6,600円は県内トップである。同率1位はあるが、2位のところとは60円の差である。

問、年々介護保険料が上がっているが、根本的な原因はあるのか。また、若狭町として保険料を下げるための考えはあるのか。

答、若狭町においては、介護サービス事業が充実しており、その分、高齢者には使いやすい環境であると捉えている。

今回の増額改定の大きな要因は、上中地域で現在、建設を進めている有料老人ホームの整備である。今後の増額に抑制をかけるためには、保健と介護予防の一体的実施、医療・介護・福祉が連携を取りながら、生活習慣病に抑制をかけ、また、重症化を抑制し、高度医療の必要な方の割合を抑制することで保険料を抑制する必要があるが、成果が出

てくるまでには時間がかかると思う。

問、介護施設がどんどんできて充実してくると保険料は上がってくることから、町でも抑制の方法を考えないといけないが、何か計画はあるのか。

答、確かに施設が増えると保険料が高くなる。今回の国の第8期改正では、高齢者の住環境を整備していくことがうたわれているが、やみくもに施設を増やすことはない。県も町の状況を見て許認可していくと考えている。今後、若狭町の高齢者の状態、一人暮らしや高齢者世帯の状況を踏まえ、ある程度の施設整備は必要と考えている。

問、なぜ若狭町の保険料が一番高くなるのか。

答、一番大きな要因は、上中地域で整備が進められている有料老人ホームの開設である。その他にも報酬改定、高齢者世帯の増が少なからず影響している。

問、以前から若狭町の保険料は県内でも高かった。高齢者の比率は近隣市町でも似たようなものであるのに、なぜ若狭町が高くなるのか。

答、増額改定しない据置きの市町もある。その様子を聞くと、介護施設自体がないという実態がある。若狭町には介護サービス支援が充実しているものと捉えている。

問、介護保険関係の職員の給与分に充てる予算は、一般会計繰入金よりも多く、介護保険のために使いなさいとして国、県から交付されている特別会計財源が給与に入り込んでいる。これを町の一般会計から応援すれば、介護保険料は下がるのではないか。

答、確かに給与には介護保険料も充当されている。しかし、この事業を実施するために、保健師、社会福祉士、主任介護専門委員などの専門職を置き、65歳以上の約5,000人の方の支援を行っているということから、人件費については、この会計で見べきものと解釈している。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、介護保険料を下げる余地があると思うので、反対する。

賛成討論、住民の福祉を考えて、これだけの保険料が必要であるならば、提案どおり進めてもらうしかない等の討論があり、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、条例の一部を改定するとともに、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日まで猶予するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、令和9年まで延長というと悠長なものだが、主任介護支援専門員の資格を取るに

はそれだけの時間がかかるのか。

答、資格取得には最低5年以上の実務経験が必要である。加えて、2つの専門研修を約20時間受講しなければならず、事業所で2人のケアマネジャーしかいない場合は、実務を行いながらでないと受講できない。したがって、時間がかかると捉えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウス条例の廃止について」は、センターハウスの指定管理期限である令和3年3月31日以降の指定管理運営が困難となったことから、当施設を普通財産とするために現行条例を廃止するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、無償譲渡という条件での交渉はしていないのか。

答、近い条件での折衝はした。しかし、現状は、コロナの影響によりお客さんは入らない割に維持管理費がかかり、経営できないとの断りであった。

問、今後の活用方法は考えているのか。

答、一旦、管財で管理するが、将来的にコロナが収束し、景気が上向いてきた時点でも使い手が見つからない場合は、取壊しも視野に入れている。

問、近くに運動公園があるので、利用者が休憩する場所という使い方などは考えているのか。

答、運動公園を利用する方の駐車場をつくり、遊戯ができる広場にするのがベターと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」は、さとうみパークの指定管理者として、新たに「世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会」を指定するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、予定事業所の従業員数に書かれているA型には最低賃金、B型には授産施設平均工賃とあるが、それぞれ幾らなのか。

答、A型は時給830円、B型は時給300円と聞いている。

問、B型の方で、電車に乗って通っておられる町外の方がおられるが、電車賃にもならない厳しい現状がある。予定事業者から、B型の賃金をA型に近づける努力をどのよ

うにしているのかを確認しているのか。

答、A型の方は、将来的に自立を目指して就労してもらっており、今年度で1名自立ができたと聞いている。B型の方については、A型を目指しての指導支援を、この事業を通じて行っていくと聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託されました9議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月22日、令和3年第1回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に審査を付託されました議案は、議案第24号「令和3年度若狭町一般会計予算」から議案第38号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの15議案及び3月2日に審査を付託されました、議案第42号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」について審査報告をいたします。

議案審査のため、3月3日及び3月4日の2日間、委員全員出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第24号「令和3年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を9億2,429万1,000円と定めるもので、前年度と比較すると1億5,418万3,000円の減少、率にして14.06%の減少となっています。

歳入の主なものは、町税1億6,371万6,000円で、前年度と比較し3.91%の減少、地方交付税は4億1億円で5.53%の増加、国庫支出金は6億5,388万8,000円で40.91%の減少、町債は3億2,170万円で60.65%の減少などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費は9,869万5,000円で、前年度と比較し6.71%の増加。

総務費は1億4,890万4,000円で34.02%の減少。主な事業は、町長及び町議会議員選挙や衆議院議員総選挙費などであります。

民生費は2億3,682万5,000円で0.2%の増加。主な事業は、訓練等給

付費事業や民間保育所運営事業などであります。

衛生費は12億9,946万4,000円で12.25%の増加。主な事業は、公立小浜病院組合負担金事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業などあります。

農林水産業費は7億8,494万5,000円で20.15%の減少。主な事業は、多面的機能支払交付金事業や水産物供給基盤機能保全事業などあります。

商工費は15億5,374万2,000円で71.41%の減少。主な事業は、温泉設備管理事業や道の駅管理運営事業などあります。

土木費は5億1,289万6,000円で30.07%の減少。主な事業は、除雪対策事業や河川維持管理事業などあります。

消費費は4億1,061万3,000円で1.01%の増加。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などあります。

教育費は8億780万4,000円で10%の減少。主な事業は、小・中学校教育振興事業や給食センター費などあります。

公債費は12億9,496万4,000円で1.53%の増加。

以上が令和3年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、上中診療所の人員が随分減っている。業務に支障はないのか。

答、正職の人数は減少になっているが、体制として会計年度任用職員をうまく活用しながら業務展開をすると聞いている。

次に、政策推進課関連では、

問、公民連携推進事業で、アルファブランカの建物等整備の中で、コロナ不況下で仕事が減り退社されているが、このような計画の中で、何人ぐらいの雇用計画があるのか。

答、まだ建設中だが、オープンまでの間、人の動き、収益的なことを含め検証していく予定である。

問、公共交通で路線バスを2次交通で走らせるが、路線バスの権利があるが、大丈夫か。

答、今回、同じグループのレインボー観光に依頼し、このルートでバスを走らせ検証していく。

次に、観光未来創造課関連では、

問、ツーデーマーチはいつも5月にやっているが、今年はコロナのことを考え、秋に延ばして計画したらどうか。

答、秋の開催もコロナ禍の中は考えられるが、若狭三方五湖ツーデーマーチについては、日本マーチングリーグ公式大会となっていて、秋に動かすことができないというものになっている。今回は第30回記念大会で、ぜひやりたいと考えている。

次に、環境安全課関連では、

問、テクノバレーの大気汚染の観測は常時観測ということだが、委託になるのか。

答、観測は町で行っている。機械で自動に24時間観測しているので、データも環境安全課にある端末に常時入ってくるが、機械の点検業務は委託である。

問、海岸ごみの漂着物だが、県からの補助金はもう少し上げるようにできないか。相当ごみが寄ってきていると聞いている。

答、県で、福井県内の予算の確保がされている中、若狭町においても、回収頻度を上げるとかであれば、予算要求をさせていただき、増額は可能である。

問、ごみ収集カレンダーは150万円ぐらいだが、要らないという人がいる。全戸に配るのが無駄だ、若狭町は金がないというので、どこか無駄がないか、みんな思っているが、どうなのか。

答、中にはそういう意見もあると思うが、全般的に分かりやすいし、冷蔵庫などに張り利用しているのが現状ではないかと思うので、継続したい。

次に、税務住民課関連では、

問、マイナンバーカードの件だが、NHKのニュースで、この3月から健康保険と一緒にになると聞いたが、国から指示が来ているのか。健康保険証とマイナンバーカードが一本化するという表現だったが、どういう状況か。

答、マイナンバーカードの普及促進を図るに当たり、そのカードにどういった機能を持たせていくかについては、国から各種媒体を通じて広報されている。現段階では、あくまでもマイナンバーカードでの利用ができるということだけで、完全に切り替わるというわけではない。保険者は保険証を発行しないといけないという法的な規制等があり、まだそこまでの改正となっていない。

問、たばこ税が1割も減っていないが、もっと減っているのではないか。

答、年々販売数の落ち込みは事実であるが、それを補うように毎年のように税率を改定している。その税率の改定による売上額の上昇と販売数の減少とを両方加味して、前年度の実績に基づいて見込みを立てている。

問、マイナンバーカードについて、ほとんどの国民が令和4年度末までに取得できるようにと書いてあり、そのために出張費用などの予算を組んだということであるが、実際、認知症や自宅で介護を受けている方については難しいと思うが、その人は取得しな

くてもよいということを進めるのか。

答、日本全体の課題であり、マイナンバーカードは非常に大切なカードであるので、本人の交付が原則であるが、正当な理由があれば代理申請も可能である。最終的にそういった方が取り残されていないような方法を検討していく。

次に、農林水産課関連では、

問、6市町の動物の焼却処理重量を21トンと言われたが、頭数にしたら何頭か。若狭町だけで2,000頭羽だが、6市町ではどれだけか。

答、焼却処理の重量は220トンで若狭町は比較的多く、美浜町、おおい町、高浜町は少ない。若狭町で2,000頭羽なので、その3倍から4倍くらいである。

次に、歴史文化課関連では、

問、縄文博物館の運営は、令和2年度はコロナの影響があると思うが、大体何人ぐらい来館者があったか。

答、コロナ感染拡大防止対策として、4月6日から5月20日まで臨時休館にしたが、GoToトラベル事業と県内旅行客の上乗せ優遇措置があり、遠足、郊外学習、修学旅行等たくさん来ていただいた。令和2年度の実績だが、元年度に比べると約8割の入館者数で、現在2万7,000人程度である。

次に、保健医療課関連では、

問、コロナワクチンについて、一旦小浜病院に入り、上中、十村の診療所で打つが、そのとき、小浜病院から小出ししてもらうが、冷蔵庫は要らないのか。

答、町内の医療機関が受ける場合は、敦賀病院、小浜病院へワクチンを取りに行き、保冷パック等により医療機関へ運び、そこで接種する。具体的な指示は各医療機関にまだ示されていない。

問、例えば、ワクチン接種するために小浜病院からワクチンをもらってきたが、人が減り、ワクチンが余った場合、小浜病院に返すのか。

答、最初のワクチンについては、非常に取扱いが難しいワクチンが入ってくるようで、返すことはできないと思う。何人受けるか、事前に報告した上での展開になると思う。

問、風疹抗体検査だが、対象者は何人か。

答、風疹の対象者は1,500人おられる。今、風疹により病気が蔓延することがあり、国の制度で3年間実施することになっている。

問、高齢者予防接種事業の対象者が3,588人となっているが、若狭町の中で65歳以上全員でこれだけか。コロナワクチンの集団接種と個別接種の65歳以上の合計が5,000人になっている。この関連はどうか。

答、例年だと6割ぐらい接種されていて、今年度は7割がインフルエンザの予防接種をされているので、7割の人数としている。

次に、福祉課関連では、

問、心身障害者医療無料化対策事業で、全額助成581人とあるが、若狭町全人口の3%から4%である。全国的に全人口の3%から4%あるのか。

答、581人は、身体障害者手帳の1級から3級、療育手帳のA1、A2、B1の方、精神障害の1、2級の方に限定されている。手帳の所持については、町が発行するわけではない。医師の判定を受けた方が手帳の申請を行うもので、町が判断するものではない。

次に、教育委員会関連では、

問、歴史上の人的文化遺産顕彰事業で、今回値上がりしているが、どのような計画か。

答、今年はコロナの状況の中、計画をしているが、アメリカ大使館、オーストラリア大使館を呼ぶ予定だったが、関東から来てもらうのは到底無理なので、オンラインで双方向結んで式典を計画している。主な経費の値上げはそれらを伴うものである。

問、例年40万円ぐらいだが、食糧費が増えたのか。

答、昨年度の予算額については、50万7,000円を計上している。今回、64万円ということで、リモート放送委託分のみ増加ということである。

次に、パレア文化課関連では、

問、パレア運営事業として、落語とか歌手を呼んでやるほうがお客さんが多くなるのではないか。

答、確かに先日、新春上方落語の公演をしたが、お客さんが多く好評だった。2年に一度、落語も計画に入れている。今後も予定をさせてもらう。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、今までいろいろ質疑してきたが、思わしくない部分があり、反対する。

賛成討論、これは骨格予算なので、取りあえず骨格を決めて4月から走らないといけない。他の詳細についておかしいと思うところは、次の世代がいろいろ討議してくれるだろうと思うので、これで賛成するとの討論があり、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

議案第25号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を18億2,127万2,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税3億1,625万8,000円、県支出金13億7,540万円、繰入金1億2,

954万5,000円。

歳出では、保険給付費13億2,885万8,000円、国民健康保険事業費納付金4億2,359万5,000円、保健事業費5,342万3,000円などであります。

次に、議案第26号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億1,111万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億6,779万7,000円、繰入金4,280万3,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億922万8,000円などあります。

次に、議案第27号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を8,722万6,000円と定めるもので、三方診療所分として8,485万4,000円、巡回診療所分として237万2,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入7,633万6,000円、繰入金749万6,000円。

歳出では、総務費5,099万8,000円、医業費3,600万4,000円などあります。

次に、議案第25号から議案第27号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、

問、保険税が上がっているが、被保険者が増えるということか。それなのに、なぜ医療費が安くなるのか。

答、国保税の増額の予算要求は、税率改定により上げている。被保険者数については減少の傾向がある。税率改定の影響により若干増額をしている。医療費については、少し医療費として減額に見込みを立てたということである。

問、基金を積み立てて5年でなくするという試算だった。基金からの取崩しがあまり要らないというのに国保税額を上げるということだが、これでよいのか。

答、基金への積立ては利息分しか行っていない。基金繰入金は、今ある基金残高から取り崩して、特別会計に入れて歳出を賄っている金額である。

問、今、基金残高は幾らあるのか。

答、令和2年度末の値は1億2,220万円程度。令和3年度1,900万円取り崩すと、1億330万円程度になる。

問、基金がもっと減るはずだったが、取崩し額が減ったのは、住民が医療費を使わなくなったからか。

答、取崩し額が4,500万円だったが、令和3年度1,900万円まで改善したのは、税率を上げたというのが主な要因である。

次に、後期高齢者医療特別会計では、

問、保険基盤安定繰入金で毎年何千万円も繰り入れるが、これは幾らあるのか。

答、保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療保険の保険者の会計基盤を安定させるために町の一般会計から繰入れするものであり、基金ではない。

問、国や県から出るのか。

答、この繰出金は、国、県の補助金が繰出し額に応じて配分されている。

議案第25号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第27号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計予算」までの3議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「令和3年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を20億543万8,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料4億325万8,000円、国庫支出金4億9,361万3,000円、支払基金交付金5億956万9,000円。

歳出では、保険給付費18億3,049万9,000円、地域支援事業費1億555万6,000円などがあります。

審査における主な質議では、

問、職員人件費について、介護保険特別会計で支出している職員人件費はトータルで幾らか。

答、約8,000万円が人件費である。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、人件費の半分ぐらいは、介護保険の保険者から集めた介護保険料と国、県からの金、そういう部分で賄っている。そういう中で、今回、保険料を値上げして、介護を受ける方の負担になる、あるいは介護保険を納める町民の負担になるというのは避けるべきだと思うので、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億8,662万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料及び手数料1億6,510万円、町債1億300万円。

歳出では、簡易水道事業費2億5,287万8,000円などがあります。

次に、議案第30号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を161万5,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課金133万6,000円、諸収入27万7,000円。

歳出では、総務費 85 万 5,000 円、災害補償費 75 万 4,000 円などでありま
す。

次に、議案第 31 号「令和 3 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳
入歳出予算の総額を 4 億 302 万 5,000 円と定めるもので、歳入の主なものは、使
用料及び手数料 1 億 6,301 万 6,000 円、繰入金 2 億 3,115 万 7,000 円、
諸収入 130 万 1,000 円。

歳出では、集落排水処理事業費 1 億 7,574 万 2,000 円、公債費 2 億 2,70
8 万 3,000 円などがあります。

次に、議案第 32 号「令和 3 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳
入歳出予算の総額を 4,455 万 9,000 円と定めるもので、歳入の主なものは、使
用料及び手数料 2,734 万 8,000 円、繰入金 1,682 万 3,000 円。

歳出では、集落排水事業費 3,641 万 6,000 円、公債費 809 万 3,000 円
などがあります。

次に、議案第 33 号「令和 3 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出
予算の総額を 5 億 6,367 万 2,000 円と定めるもので、歳入の主なものは、使用
料及び手数料 1 億 6,301 万 6,000 円、国庫支出金 2,200 万円、繰入金 3 億
6,977 万 2,000 円。

歳出では、公共下水道事業費 1 億 9,752 万 6,000 円、公債費 3 億 6,594
万 6,000 円などがあります。

次に、議案第 34 号「令和 3 年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の
総額を 3,357 万 2,000 円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料及び手
数料 2,797 万 6,000 円、一般会計繰入金 555 万 8,000 円。

歳出では、住宅管理費 2,102 万 2,000 円、公債費 1,235 万円などであり
ます。

次に、議案第 35 号「令和 3 年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予
算の総額を 8,763 万 3,000 円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入 4,
253 万円、繰入金 4,501 万 2,000 円。

歳出では、土地開発事業費 4,218 万 7,000 円、公債費 3,832 万 8,00
0 円などがあります。

次に、議案第 36 号「令和 3 年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出
の予定額を水道事業収益 1 億 8,674 万 7,000 円、水道事業費用 1 億 8,674
万 7,000 円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益 1 億 5,576 万 9,0

00円、営業外収益3,097万8,000円。費用では、営業費用1億6,664万2,000円、営業外費用1,710万5,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入3,399万円、資本的支出1億1,395万9,000円と定めるもので、不足額7,996万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,451万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額545万1,000円で補てんし、収入の主なものは、工事負担金99万円、企業債3,300万円。支出では、建設改良費6,095万9,000円、企業債償還金5,300万円です。

次に、議案第37号「令和3年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を工業用水道事業収益2,632万4,000円、工業用水道事業費用3,611万7,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益1,053万円、営業外収益1,579万9,000円。費用では、営業費用3,598万3,000円、営業外費用8万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出404万8,000円と定めるもので、不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、建設改良費404万8,000円です。

次に、議案第38号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億9,879万2,000円、診療所事業費用5億1,085万4,000円と定めるもので、収益の主なものは、医業収益3億7,554万1,000円、医業外収益1億2,325万1,000円。費用では、医業費用5億386万円、医業外費用649万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出3,014万円と定めるもので、不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、企業債償還金3,014万円です。

次に、議案第29号から議案第38号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、土地開発事業特別会計では、

問、上瀬分譲が4区画売れているが、町内の方か。

答、町外2区画、町内2区画である。同じく天徳寺も町内2区画、町外2区画となっている。朝霧は町外2区画となっている。

問、残りの13区画はどのようなになっているのか。

答、今も商談が来ているので、丁寧に対応しながら、着実に分譲を進めている。

次に、工業用水道事業会計では、

問、留保資金は幾らたまっているか。

答、水道事業会計では、流動資産、現金預金が7億3,127万円ある。工業用水道事業会計は、流動資産、現金預金2億4,570万5,000円を現金で持っていることになる。

次に、上中診療所事業会計では、

問、他会計負担金が今まで1億2,000万円余り計上されていたが、令和3年度は9,380万円になった理由は。

答、今後の経営努力や人件費もいま一度見直しながら削減した。

議案第29号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」から議案第38号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの10議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」は、国の第3次補正予算による新型コロナウイルス関連予算として、感染防止に係る経費や町独自の支援策などを盛り込んだものであり、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億9,691万3,000円を追加し、予算総額を142億3,681万9,000円とするものがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費では、マイク設備修繕工事で700万円の増額。

総務費では、給水車購入事業で1,727万5,000円の増額、賦課徴収費で80万3,000円の増額となり、総務費全体では1,807万8,000円の増額。

民生費では、パレア若狭運営事業で660万3,000円の増額、保育所総務管理事業で322万5,000円の増額など、民生費全体では994万3,000円の増額。

衛生費では、新型コロナ感染対策事業で383万8,000円の増額、保健センター事業で2,100万円の増額など、衛生費全体では2,569万6,000円の増額。

商工費では、若狭町飲食店応援事業で4,000万円の増額、若狭町宿泊キャンペーン事業で6,900万円の増額など、商工費全体では1億988万5,000円の増額。

教育費では、ICT環境管理事業で2,209万円の増額、小学校管理費で289万4,000円の増額、若狭町立図書館運営事業で100万円の増額など、教育費全体で2,631万1,000円の増額などがあります。

次に、歳入の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金として、国庫支出金が1億8,471万3,000円の増額のほか、配当割交付金など各種交付金を増額しています。

以上が一般会計補正予算（第8号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

建設水道課関連では、

問、給水車購入は、当町はこれが初めてか。

答、現在、可搬式の1,000リットルのタンクが2台、350リットルのタンクが2台、これは人手が要り、緊急時に大人4人で担いで車に乗せるものがある。今回、圧送式の給水車としては初めてである。

問、人間1人当たり、必要量は何リットルか。

答、1日18リットルである。

問、維持管理費が毎年かかる。車検は毎年なのか。

答、2年に1回だと思う。

問、貴重なものであるから、ずっと車庫に寝かさないで、周辺で何かあれば、若狭町のアピールにも積極的に使ってほしい。

答、最近、自然漏水による断水が多発している。あってはならないものだが、需要があり、使用していく。

パレア文化課関連では、

問、除菌剤の定期的な購入が不要（約5年間効果持続）とあるが、5年間何もしなくて大丈夫ということだが、どうするのか。

答、次亜塩素酸ナトリウム水溶液を噴霧しておく、ついた菌が死滅するということが導入したいと思っている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時20分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。2番、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

先ほどの私の令和3年度予算報告の中で、誤った値、金額を申し述べましたので、訂正させていただきます。

まず、議案第24号の一般会計予算の歳出の中で、民生費の増加を、0.2%と報告しましたが、正しくは、0.23%であります。

また、議案第25号の国民健康保険特別会計予算の歳出の中で、保険給付費を、13億2,885万8,000円と報告しましたが、正しくは、13億2,885万5,000円であります。

また、議案第37号の工業用水道事業会計予算の収益の主なものの中で、営業外収益を、1,579万9,000円と報告しましたが、正しくは、1,579万4,000円あります。以上3か所の訂正を申し上げ、おわび申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

休憩前に引き続き、議事を進めます。

先ほど委員長報告は終わっております。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第10号「若狭町公共交通活性化基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号「若狭町公共交通活性化基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」に対する討

論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町国民健康保険介護サービス施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号「若狭町国民健康保険介護サービス施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町国民健康保険生活支援ハウス条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号「若狭町国民健康保険生活支援ハウス条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本条例は、第8期・3か年間の介護保険料を定めるものであります。

改正案は、第1段階から第10段階まで、全ての段階で値上げとなっています。

また、基準とされている第5段階は、月額で440円値上げの6,600円となり、県下でも最高額ランクとなります。

介護保険料は、事実上、税金と同じもので、必ず納めなければなりません。したがって、被保険者の負担能力を超えないように、あらゆる工夫を凝らして保険料を低く抑える必要があります。

低所得者の保険料を低く抑えるという点で、本案は、まだ改善の余地があると思います。

2点、指摘します。

1点目、各段階の所得幅を見ますと、第7段階は所得120万円から210万円までの幅90万円、第8段階は幅110万円、第9段階は幅180万円、第10段階は上限がございません、と、所得が増えるに従い所得幅が広がっております。これに対して保険料月額は1,320円ずつの定額でしか増額になっていません。

これらの段階は負担能力のある世帯だと思いますので、この段階をもっと細分化し、各段階でその上位の人にもう少しの負担をお願いできるのではないかと思います。今ある段階を2つに分けて、そこをちょっと上のほうをとということです。

2点目、介護保険特別会計の中の町職員の人件費約8,000万円のうち、約半分が町の一般会計を通っていない人件費であるという説明をいただいております。つまり、この分の人件費が国、県からの負担金あるいは被保険者の保険料で賄われていることとなります。これを、少なくともその一部を、町の一般会計でもつようにすれば、保険料を安く抑えることができます。

以上2点を指摘しまして、本案、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

それでは、議案第16号「若狭町介護保険条例の一部改正」についてに対する賛成討論を行います。

ただいま反対討論で2点の問題が出ました。

保険料の区分分けを検討するように、もう一つは、国の補助金でやっている職員の介護に関する給与の問題が出ました。それは、この場でいろいろ話をしても大変難しく、これは以前のやはり委員会で事細かに討議すべきだったと思います。事ここに至っては、保険料というのは、総介護費用、これの50%を保険料で賄うと、こういう規則になっております。半分は国庫及び県の補助金で賄っておる。そういうふうなことから判断いたしますと、若狭町の総介護費用、これはやはりどんな形であれ、値上げをしていかなきゃいけないなというのが今回です。

確かに県下で一番高い保険料となりますけれども、ほかの市町と比べると、人口に比較して介護施設が多い、こういうことが一番の問題や。すなわち、介護福祉に関しては、ほかの市町に同等、いやそれ以上の施設をこの町は持っている、これが若狭町の現状であります。

確かにそういうことで、今回は、福井県一になろうかとは思いますが、今後とも福祉の関係は経費が増大どんどんしていくでしょう。しかし、極力、行政としては、その値上げ幅を少なくなるように考えていただいて、かつ福井県下である町はいい福祉らしいなあ、そういうふうに県民から言われるような、そんな町にしてやっていただきたい、このように思い、本件に関しては賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「若狭町合併地域振興基金条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号「若狭町合併地域振興基金条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウス条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウス条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更につ

いて」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第22号「若狭消防組合理約の変更について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号「若狭消防組合理約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第24号「令和3年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

反対討論を行います。理由を申し上げます。

1点目は、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費の歴史上の人的文化遺産顕彰事業64万円です。

「歴史上の人的文化遺産顕彰」というややこしい事業名がついております。人的文化遺産と聞くと、文化遺産と言えるほどの立派な人物という意味の、不特定、一般的、抽象的な人物を指している響きがあります。しかし、そうではありません。これは、佐久間勉艇長という特定個人の顕彰事業であります。

佐久間艇長に限らず、ある歴史上の人物をどのように評価するかは個人の内心の問題です。行政が歴史上の特定人物を偉人と決めつけ、公金を使って、その人物を顕彰することは、行政が納税者の、つまり町民の内心に踏み込むこととなります。内心に公金を使ってはいけません。憲法違反です。佐久間艇長の顕彰は、佐久間艇長を崇敬する有志によって実施されるべきであります。

2点目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム事業です。

この中には、マイナンバーカードの取得促進を図るための個人番号カード交付等事業1,581万7,000円が含まれています。

政府は、マイナンバーカードの保有を促進するとともに、さらに多くの個人情報を入力するように構想しています。厳格に管理されなければならないマイナンバーがカードによって安易に世の中を徘徊することになります。セキュリティの面で不安があります。私は、現状でのマイナンバーカードの普及には反対であり、したがって、個人番号カード交付等事業に関する支出に反対であります。

3点目、3款民生費、1項社会福祉費、5目母子福祉費のひとり親家庭等医療費助成事業であります。

先ほどの議案第15号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」に連動しまして、11月からの一人暮らしの寡婦に対する医療費助成が廃止された予算となっております。先ほど、この条例改正に私は反対をいたしました。よって、この内容を含む予算にも反対であります。

この助成は、一人暮らしの寡婦に対する極めてささやかな支援でありまして、この程度の支援も打切りというのでは、福祉に対する行政のスタンスが問われると思います。

以上、一般会計予算に反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま、来年度の一般会計に対する反対討論がされましたので、私は、賛成討論を行います。

その理由として、反対討論で3点出されておりました。

1点目は、佐久間艇長の顕彰祭の費用であります。これについては、公の機関が個人の崇拝に関する祭礼を行うことは、個人の内心の自由を侵すもので憲法違反であるという理由でございます。

実は12年前からこの話は毎年、一般会計のときに出ております。私はこう思うんですけれども、そこまでいっても、若狭町としては、佐久間さんというのは大変な人なんだ、こういうふうに思えないか。思えたら、行政がやったら駄目であれば、若狭町でやる者がおらなかつたら、私が先頭に立ってやろう、こんな形で若狭町の行政をなぜ12年間もってこれなかつたのかな、毎年、反対反対と聞いておりました。これが1点。

もう一点は、2点目は、マイナンバーカードの話であります。

確かにマイナンバーカードは、個人の情報が政府に筒抜けになる、そういう大変な危機感を抱く方もいらっしゃいます。が一方で、ああいうものがあれば、例えば、今回のコロナの事件を見たときに、台湾が大変うまくコロナを取り抑えました。その大きな理由はマイナンバーカードなんです。個人の行動をつかんで、もしかして、この人は濃厚接触者じゃなかろうか、分かったときにどこへ行っているかつかまえてPCR検査をしたというふうな使い方によって、コロナがあつた国は、国といつてはなんです、台湾は抑えられたという実は実績があります。

これからの時代、確かに使い方によってはそうでしょうが、それは何とか抑え込むにして、善意で使えるように、国民が安心して暮らせる国造りを国がつくっていかないといけない、そう思ひまして、とにかく、個人情報漏れは、国としてしっかり抑え、正しい、震災や、あるいは津波のような大きなことがあつたときに、マイナンバーカードでもって、その人のいろんな行方が分かるようにきっちりやっていただきたい。そのためにぜひとも推進してほしいと思います。

最後に、寡婦の問題がありました。5人で年間25万円でしたかね、去年、これぐらいは置いてほしい、私も思ひました。委員会で話をしましたけれども、寡婦というのは、今の場合、女性のことを言っているわけで、男性もやっぱりそういう方、いらっしゃるんですね。やっぱりきっちり統一されていないわけです。そういうことも含めて、ほか

にいろいろな生活保護をはじめ、いろいろなやはりそういう方に対する支援の方法はあるから、そういう寡婦、女性だけを指定したような、そういうふうな表現はやっぱりよくないというふうなことから、ああいう法律は取りやめたことであって、同じようにいろいろな福祉を行っていくことは、行政としては何ら変わってないというふうに私は理解しましたので、あの条文はそれでいいのではないか、このように思って、本予算には賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号「令和3年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和3年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

先ほど議案第16号「若狭町介護保険条例の一部改正について」の反対討論で申し述べたとおり、私は、そもそも介護保険料の値上げに反対であります。

よって、値上げを前提とした本予算案に反対であります。

4月から上下水道料金が上がります。国民健康保険税も上がります。私は、どちらも反対したわけですけどね。

多くの町民はコロナ不況の中にあります。さらに介護保険料が上がるとなれば、町民の生活はますます厳しくならざるを得ません。まして、町長や私たち議員の任期が終わるこの時期に、次々と公共料金の値上げが行われるとなれば、「町民に合わせる顔がない」というのが私の思いでございます。

以上、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま大変いい反対討論が出ました。実は私もそのとおりだと思います。何にも値上げしなくていけるんなら、こんないいことは、それ以上のことは絶対あり得ませんから。現実どうなんですか。

例えば、水道料金が上がる、そうでしょう、もう40年以上たった設備、早いこと更新しないと、もう5年もしたら全滅です。そのときに今の何倍の金を出してし直するんですか。

あるいは介護保険料、介護保険料は、先ほど話をしましたように、確かに介護施設が多い。もし上げないのなら、そういうのはこれから一切、若狭町なくする、そのほうが住民に喜んでもらえるとお思いでしょうか。

それから、もう一点ございましたが、ちょっと忘れましたが、そういうふうな理由で、やはり行政も上げるだけが能じゃない、いろんなことを考えて、これは今、上げないと、最低これだけは上げて、何とか次の新しい世代を切り開いていこう、頑張ってるわけですから、当然、これは委員会で我々もいろんな討議をして、そのように私は思ったわけでありまして、ほかにもたくさんそういう方はいらっしゃるのではないかと思います。この予算については、これで何とか賛成して、早いこと次世代、次の世代にもって行ってほしい、このように願って、賛成討論といたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号「令和3年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和3年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号「令和3年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「令和3年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号「令和3年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「令和3年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号「令和3年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「町道路線の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第42号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第35 議案第43号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第35、議案第43号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第43号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、2月13日発生 of 福島沖地震の影響により、国内工業の稼働停止により、マイクロバス購入事業を翌年度に繰越しするために、繰越明許費を追加計上するものであります。

十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第43号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

～日程第36 諮問第1号・日程第37 諮問第2号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第36、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第37、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方が御活躍をされております。このうち、中村正人氏と赤尾典子氏の2名の方が令和3年6月30日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第1号におきましては、引き続き、中村正人氏を、また、諮問第2号におきましては、青木貞子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時06分 休憩）

（午後 2時08分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者に推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定しました。

～日程第38 議員派遣報告および議員派遣について～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第38「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告します。また、派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月22日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました令和2年度補正予算並びに条例の制定、一部改正をはじめ、規約の変更、計画の策定、令

和3年度各会計予算、指定管理者の指定など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するためには、今定例会において可決されました諸議案の執行に当たりまして、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを願うものであります。

さて、今議会は、若狭町が誕生して第4期の議会でありましたけれども、議員各位には、町民の代表としての重責を全うされ、本町の発展と住民福祉の向上に真剣な御努力を賜りましたことに対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

今後とも、若狭町議会のますますの発展のために御尽力をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

また、森下町長におかれましては、若狭町発展のため、3期12年にわたり、「みんなで創るみんなのまち」をスローガンのもとに、まちづくりに全力で取り組んでいただきました。本当にお疲れさまでございました。心より御礼を申し上げます。

そして、理事者の皆様には、常に真摯な態度をもって、議会活動に御協力いただきましたことに対し、深い敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

来る4月30日には任期が満了いたします。この4年間、終始変わらぬ温かい御指導と御支援を賜りました町民の皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げまして、閉会の言葉といたしたいと思っております。ありがとうございました。

町長より、閉会の御挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、私にとりまして、任期最後の定例会を迎えさせていただきました。議員各位、また町民の皆さんに厚くお礼を申し上げる閉会の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

御存じのように、三方五湖周辺の梅の花も終わりに近づいてまいりました。三寒四温という言葉がありますように、一日一日、春の訪れを感じる今日この頃でございます。

また、本日は、3月11日、東日本大震災が起こったわけでございます。それから10年間、経過をいたしました。

今でも被災地は復興に向け努力をされておるところでもございます。本当に貴い命を亡くされた2万数千人の方がいらっしゃるとお聞きをいたしております。本当に心から

御冥福をお祈りをしたい、このようにも思っております。

あわせまして、私の最終の年度であります。令和に入ったわけですが、突然、コロナウイルスに、世界全体にこの猛威が振るったわけでもございます。このコロナウイルスにつきましても、これから先もいろいろと私どもでは、町民の皆さんに経済の復興を併せて取組をしなければならない。

あわせて、ワクチンの接種が出てまいりました。このワクチンの接種につきましては、若狭町の職員がワンチームとして、皆さん方に寄り合い、このワクチン接種を行わせていただきたい、このようにも思っております。

まずは、最初に、令和2年度の補正予算、また条例・規則の制定及び一部改正、令和3年度の骨格になりましたけれども、一般会計の予算など、多くの議案につきまして慎重なる審議を賜りました。全ての議案につきまして、お認めをいただき、心から厚くお礼を申し上げたいと思っております。

私も平成21年5月1日から、若狭町の2代目の若狭町長として就任をさせていただきました。3期12年という間、若狭町のトップリーダーとしてお務めをさせていただきました。議員各位はもとより、町民の皆様方に心からの感謝とお礼を申し上げたいと思います。

この12年間、楽しいこと、また苦しいこと、困難な行政課題に立ち向かい、解決へと結びつけてまいりました。その折には、副町長、教育長、課長職をはじめ多くの町の職員の皆様知恵をお借りして、円滑な行政運営をできましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。本当に皆さん、ありがとうございました。

そんな中でございますが、私が一番思い出深く頭に残っておりますのは、全国植樹祭におきまして、現在の皇陛下と美智子上皇后陛下にレセプションの席上でお会いすることができました。

また、福井しあわせ元気国体では、このとき、皇太子でいらっしゃいました、現在の天皇陛下と、ここにも原田議員がいらっしゃいますけれども、そのときに議長であった原田議員も同席をされました。

昼食をリブラ若狭で共にさせていただきました。そのとき、今の天皇陛下からはこういう言葉がございました。

「私は、旧の三方町には訪れました。また、旧の上中町も訪れました。今は若狭町という名前ですけども、この生い立ちはどうなんですか」ということをお聞きになりました。また、三方五湖レインボーライン、「レインボーラインはうちの雅子が来ております」というお話もされておられました。「私は、熊川宿、名水公園も訪れました」

とおっしゃっていらっしやいました。

それぞれ上皇陛下、また美智子上皇后陛下、また、天皇陛下におかれましては、穏やかな口調で対応をいただき、今でも私の頭の中には、この言葉が残っております。

町長職という職をいただき、こんなすばらしい、一生に一度の御縁をいただき、これには感謝をいたしております。

本当にこの12年間を振り返ってみますと、「光陰矢の如し」という言葉がありますが、本当に早く過ぎたなという思いでもございます。

本日、議会の最終日を迎えさせていただきました。また、この12年間、健康でここまで頑張ってきた、この健康で頑張ってきたこと、私は本当に自分を褒めてやりたい、このようにも思います。私の両親、家族、多くの皆さんに感謝を申し上げたい、このようにも思っております。

加えまして、私に心をお寄せをいただきました多くの町民の皆様方、そして、議会議員の皆様方、国会議員の先生方、福井県知事をはじめ県庁の職員の皆さん方、また、福井県には17の市町がございます。その市長さん、町長さん、本当にお世話になり、まちづくりを進めさせていただきました。今、ここに立って、このようなこととお話を申し上げておりますけれども、なぜか感無量の感をいたします。

最後になりましたが、私の任期は4月いっぱいございます。残します1か月少し、町民の皆さんのさらなる幸せのために行政運営に務めさせていただき、有終の美を飾らせていただきたい、このように思っております。

町議会最終日、心からの感謝とお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。皆様方、本当にありがとうございました。お世話になりました。

(午後 2時26分 閉会)